

# 「住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書」を送付します

## 対象者

平成 25 年 1 月以降に住宅貸付を受けた方で償還期間が 10 年（120 回）以上ある組合員

年末調整用	確定申告用
令和 3 年 12 月以前に借り受けた方には、 令和 4 年 10 月中旬に送付予定です。	令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までに借り受けた方には、 令和 5 年 1 月中旬に送付予定です。

## 注意事項

特別償還または償還期間の変更により償還期間が 10 年（120 回）未満となった場合は、特別控除の対象外となるため証明書が発行されません。

住宅借入金等特別控除を受けるための要件等は、  
最寄りの税務署または国税庁のホームページでご確認ください。